

入札公告

次のとおり一般競争入札（郵送入札方式）に付します。

令和 7年 9月12日

名古屋市長 広沢 一郎

1 入札に付する事項

(1) 件名

港区役所におけるシェアサイクルポート設置に係る名古屋市有地の一時貸付

(2) 物件の表示

施設名称	所在地	設置場所	貸付面積	最低貸付価格 (月額)
港区役所	名古屋市港区港明 一丁目12番20号	駐輪場 (屋外)	10.12㎡ (幅4.20m× 奥行2.41m)	1,715円

(3) 用途の指定

入札案内書に示すところにより、シェアサイクル用自転車のポート設置のために使用しなければならない。

(4) 当初貸付期間

令和 7年12月 1日から令和12年 3月31日まで

2 競争入札参加資格

入札に参加できる者は、個人又は法人とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者を除く。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 238条の 3に規定する者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4第 1項に規定する者

(3) 地方自治法施行令第167条の 4第 2項各号のいずれかに該当する事実が

あった後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成15年 3月 5日付け15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）

- (4) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。）
- (5) 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。）
- (6) 本公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がある者
- (7) 本公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う公有財産の売払い・貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（平成20年 2月15日付け19財管第 253号）に基づく排除措置を受けている者
- (8) 本公告の日から過去3年以内において、シェアサイクル用自転車のポートを設置した実績を有しない者

3 契約条項を示す場所、入札案内書の配布期間等

契約条項は、入札案内書において示すものとし、入札説明書は、次の各号に掲げる期間、時間及び場所において配布するものとする。

(1) 配布期間

本公告の日から令和 7年10月 3日（金）まで

(2) 場所

名古屋市公式ウェブサイトからダウンロード

アドレス <https://www.city.nagoya.jp/minato/page/0000188981.html>

4 入札参加申込方法、受付時間及び送付先

(1) 申込方法

郵送（書留又は簡易書留）による。

(2) 受付期間

本公告の日から令和 7年10月 3日（金）午後5時00分まで

(3) 送付先

〒455-8520 名古屋市港区港明一丁目12番20号

名古屋市港区役所企画経理課

5 入札書の郵送方法、入札期間及び送付先

(1) 郵送方法

書留又は簡易書留による。

(2) 入札期間

入札参加書到着後から令和 7年11月13日（木）午後5時00分まで

(3) 送付先

〒455-8520 名古屋市港区港明一丁目12番20号

名古屋市港区役所企画経理課

6 開札日時及び場所

(1) 日時

令和 7年11月14日（金）午前10時00分開始

(2) 場所

名古屋市港区港明一丁目12番20号

名古屋市港区役所 3階 第四会議室

7 落札者の決定方法

最低貸付価格（月額）以上で、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が 2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

8 その他

(1) 最低貸付価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分

単価（貸付月額）

(2) 入札保証金に関する事項

本公告に係る入札に参加しようとするものは、入札に先立ち、指定する額の入札保証金を、入札当日に納付しなければならないものとする。

なお、落札者が契約を締結する権利を放棄したとき又は入札案内書に記載された契約締結期限内に正当な理由がなく契約を締結しないときは、その者が納付した入札保証金は、名古屋市に帰属するものとする。

ただし、入札参加資格を有すると認められた者のうち契約を履行しないおそれがないと認められる場合には、入札保証金を免除するものとする。

(3) 契約保証金に関する事項

契約締結と同時に契約保証金として貸付月額（落札金額）の 6 月分を納付しなければならないものとする。

ただし、契約を履行しないおそれがないと認められる場合は、契約保証金を免除することがある。

(4) 契約書の作成の可否

要

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(7) 本公告に定めのない事項

契約締結期限及び貸付料の納付方法その他本公告に定めのない事項については、入札案内書に記載するものとする。